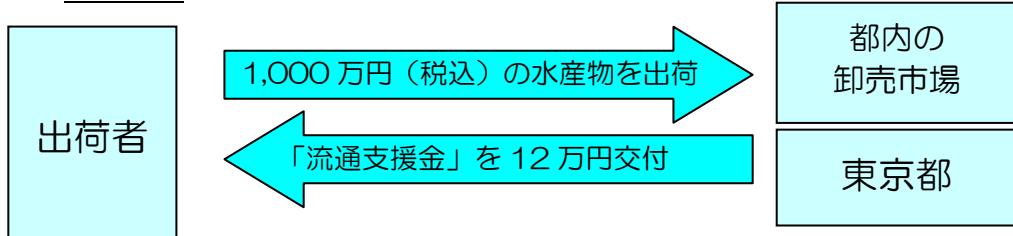


東京都 被災地農水産物 流通支援制度の御案内

東日本大震災に被災された出荷者に対し、東京都内の中央卸売市場・地方卸売市場への水産物の出荷金額に応じ、東京都から「流通支援金」を交付します。

受取モデルケース：都内の卸売市場に、水産物を 1,000万円（税込） 出荷した場合、出荷者に対し 12万円 を、「流通支援金」として交付します。



手続の流れ

1 交付申請

「流通支援金交付申請書」（第1号様式）に記入・押印し、「り災証明書」等（5ページ参照）の必要書類を添えて郵送してください。

手続の時期

平成24年2月1日
から2月21日まで
(当日消印有効)

2 交付決定

支援金の交付要件を満たす場合、「流通支援金交付決定通知書」（第2号様式）を郵送し、支援金額をお知らせします。

平成24年3月中

3 請求

交付決定通知書と一緒に送付する、「流通支援金交付請求書」（第3号様式）のほか、請求書類に記入・押印し、郵送してください。

交付決定通知を受け取ってから30日以内

4 入金

請求書類の内容を確認後、指定した口座に、支援金を振り込みます。

請求から1か月程度
(請求書類に記入もれ等がある場合、時間がかかることがあります。)

1 支援制度の目的・実施主体

本制度は、東日本大震災の被災地に所在する出荷者が、都内の卸売市場に水産物を出荷した出荷金額に応じ、東京都が支援金を交付するものです。これにより、①被災地水産業の復興、②都民の食生活の安定を図ります。

※ 本制度についてのお問合せは、このリーフレット7ページの「7 お問合せ」に記載の連絡先にお願いします。

2 支援制度の対象

本制度の対象となるのは、以下の要件を満たす出荷者です。

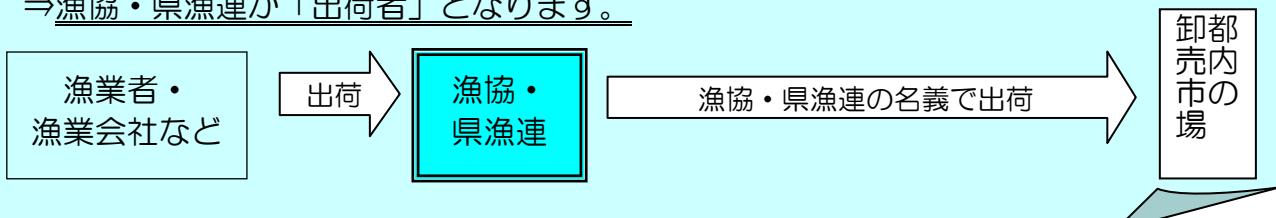
(1) 対象者

個人、法人又は団体で、都内の卸売市場と直接に取引を行っている出荷者を対象とします。「出荷者」の定義については、以下のケース①～③を御覧ください。

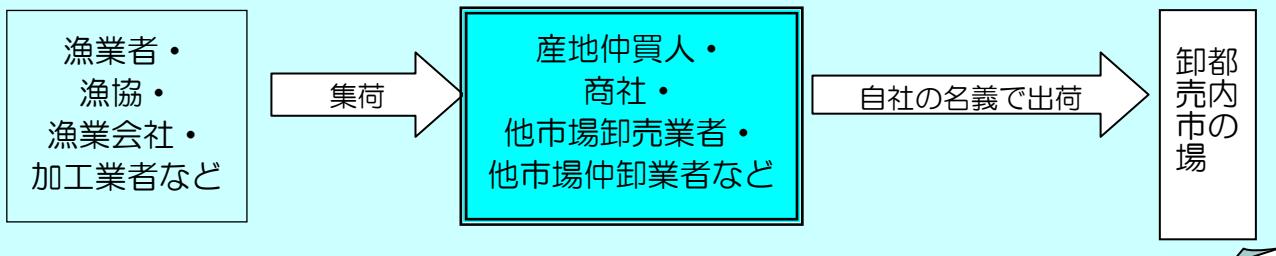
ケース①：漁業者・漁業会社・加工業者・水産会社などが、都内の卸売市場に自己の名義で出荷する場合
⇒漁業者・漁業会社・加工業者・水産会社などが「出荷者」となります。



ケース②：漁業者・漁業会社などが、漁協・県漁連を通じて都内の卸売市場に出荷する場合
⇒漁協・県漁連が「出荷者」となります。



ケース③：産地仲買人・商社・他市場卸売業者・仲卸業者などが生産者から集荷し、都内の卸売市場に出荷する場合
⇒産地仲買人・商社・他市場卸売業者・仲卸業者などが「出荷者」となります。



水産物部

平成 23 年 1 月
東京都

(2) 出荷者の所在地

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

以上の県に出荷者の住所又は所在地があることを要件とします。

※1 特定被災区域（東日本大震災財特法に基づく。）がある県のうち、被害額の大きい県、又は市場の取扱物品について出荷制限を受けた県を対象としています。

※2 上記の県を産地とする物品を出荷した出荷者であっても、所在地が上記の県に無い場合は、制度の対象とはなりません。（例：東京都内の業者が上記の県から仕入れて出荷する場合）

(3) 対象となる出荷物

水産物部の取扱品目について、卸売業者が受託し販売を完了した物品、又は卸売業者が買付けた物品を対象とします。

※ 取扱品目については、[東京都中央卸売市場条例](#)第5条第1項又は[東京都地方卸売市場条例](#)第8条の定義によります。

(4) 対象となる出荷先

東京都内の中央卸売市場・地方卸売市場（8ページの「対象市場・卸売業者一覧表」のとおり。以下「対象市場」、「対象卸売業者」といいます。）に出荷した物品が対象となります。

※ ただし、対象卸売業者に出荷した物品であっても、対象市場に上場されず、東京都外で卸売りされた物品（対象卸売業者の「兼業業務」取扱分）については、本制度の対象とはなりません。申請の際は、対象卸売業者の取扱いを確認の上、出荷金額から本制度の対象となるない物品を除外してください。

(5) 対象期間

平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までに販売が完了した委託物品、又は同期間中に対象卸売業者が買付けを行った買付物品が対象となります。

※1 委託物品の場合、出荷した日付ではなく、販売日（対象卸売業者が販売を完了した日）が基準となります。出荷後であっても販売が完了していない物品は対象となりません。

※2 買付物品の場合、対象卸売業者が買付けを行った日付が基準となります。

◎ 出荷・販売・買付けの日付と、対象期間との関係は、次ページの表のとおりです。

水産物部

平成23年12月
東京都

期間	平成23年 7月1日		平成24年 1月31日	対象の 有無
	対象期間外	対象期間	対象期間外	
凡例		○→◎ 委託品の出荷日	◎ 委託品の販売日 ■ 卸売業者が買付を行った日	○又はX
委託品	○→◎ 出荷日及び販売日が6/30以前			X
	○→◎ 出荷日が6/30以前、販売日が7/1以降			O
		○→◎ 出荷日及び販売日が7/1から1/31までの期間内		O
		○→◎ 出荷日が1/31以前、販売日が2/1以降		X
			○→◎ 出荷日及び販売日が2/1以降	X
買付品	■ 卸売業者が買付けを行った日が6/30以前			X
		■ 卸売業者が買付けを行った日が7/1から1/31までの期間内		O
			■ 卸売業者が買付けを行った日が2/1以降	X

(6) 最低出荷金額

支援金交付の対象となるのは、対象期間中に、対象市場に出荷した金額の合計が、
500万円以上の出荷者に限ります（金額は税込金額）。

※1 家族が各個人の名義で出荷している場合、同一世帯であっても、別の出荷者として扱います。この場合、出荷金額を合算することはできません。同一所在地に存在する別法人の場合も同様です。

※2 申請に当たっては、対象卸売業者からの売買仕切情報等を参照するなどして、自己名義の出荷金額のみを計算してください。

(7) 支援金の使途

本支援金は、被災を受けた産地の水産業の復興に資することを目的としています。支援金を受けた場合の主な使途については、水産業の復興という趣旨を十分踏まえ、記入してください。

(一例：生産設備への投資、被災した組合員に配付、燃料や資材の購入 等)

制度の趣旨と著しく異なる使途の場合、支援金を交付できないときがあります。
(交付できない使途の例：生活費、遊興費 等)

3 支援金の交付金額

(1) 交付率・算定方法

対象卸売業者が委託を受け販売した金額、及び卸売業者が出荷者から買い付けた金額の合計に、千分の12(1.2%)を乗じた金額が交付金額となります。

なお、算定に当たり、一円未満は切捨てとします。

(2) 予算上の上限

支援金の交付金額を決定する際、支援金の総額が、あらかじめ定めた東京都の予算額を超える場合、交付できる支援金額が減額となることがあります。

(3) 出荷金額の確認と支援金交付の算定

出荷者が支援金の交付を申請した場合、東京都から対象卸売業者に、当該出荷者の出荷金額を照会します。申請のあった出荷金額と、卸売業者から回答のあった出荷金額に相違があるときは、原則として卸売業者からの回答を基に、支援金交付の算定をします。

4 交付申請

(1) 必要書類

①申請書、②被災したことを証明する書類、③出荷者の所在地を証明する書類が必要です。

①申請書

様式は東京都中央卸売市場のホームページから印刷できます。以下のアドレスを参照してください。

<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/hisaichishien/index.html>

◎申請書は「おもて」・「うら」の両面を記入してください。

②被災したことを証明する書類

出荷者が所在する市町村が発行した、出荷者自身の名義の「り災証明書」又は「被災証明書」が必要となります。これらは、「公的機関等に提出した被害報告書」で代用することも可能です。

※1 出荷者が漁協・県漁連・任意組合である場合は、「当該団体の下部団体」又は「当該団体の組合員」に係る証明書類でも構いません。ただし、必ず組合の組織図又は組合員名簿を添付してください。

※2 「公的機関等に提出した被害報告書」とは、例えば以下のものです。

◎国や県・市町村に提出した被害報告書

◎原子力損害賠償請求について、東京電力(株)又は県や市町村の賠償対策協議会に提出した書類(「廃棄処分報告書」「返品・販売金額減少報告書」など。複数回提出している場合は、そのうちの1回分のみで構いません。)

③出荷者の所在地を証明する書類

②において、「り災証明書」又は「被災証明書」を提出される場合は、必要ありません。

「公的機関等に提出した被害報告書」を提出される場合は、出荷者が個人であるときは本人の住民票、出荷者が法人であるときは法人の登記事項証明書を提出してください。

※②、③の書類は、いずれも原本をコピーしたもので構いません。

(2) 申請方法と時期

平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 24 年 2 月 21 日（火）までの間に、必要書類を郵送してください（当日消印有効）。宛先は次のとおりです。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北側36階
東京都中央卸売市場 事業部業務課 流通支援窓口

5 支援金受取までの流れ

(1) 交付決定

支援金の交付要件を満たす場合、平成 24 年 3 月末を目途に、支援金の「交付決定通知書」を郵送し、支援金額をお知らせします。あわせて、請求書類を送付します。

(2) 請求

交付決定通知の受領後 30 日以内に、請求書類に必要事項を記入の上、前記宛先まで郵送してください。請求書類を受領後、おおむね 1 か月程度で、「請求書」に記入された金融機関口座に支援金を振り込みます（請求書類に記入もれ等がある場合、時間がかかることがあります。）。

6 支援金の受取に当たっての注意

詳しくは、交付決定通知とともに郵送する、「支援金受取の御案内」をお読みください。

(1) 受取口座名義

支援金の受取に利用できる金融機関口座は、申請者本人名義の口座のみです。

(2) 振込手数料

支援金の振込みに係る金融機関の手数料は、出荷者の負担となります。交付決定を受けた支援金額から、振込手数料を差し引いた金額を、指定した受取口座に振込みます。

なお、東京都の指定金融機関である「みずほ銀行」及び系列の「みずほコーポレート銀行」での振込みについては、振込手数料が他行にて比べて安くあります（100 円程度）。振込事務手続の必要上、どの金融機関への振込みを希望するか、交付申請書に記入してください。

(3) 現金での受取

支援金を現金で受け取ることはできません。

7 お問合せ

本制度について不明な点は、下記までお問合せください。

問合せ先：東京都中央卸売市場 事業部業務課

電話：03-5320-5762

E-mail：S0000658@section.metro.tokyo.jp

あわせて、東京都中央卸売市場のホームページを御覧ください。

東京都中央卸売市場ホームページ

「被災地農水產物流通支援制度の手続方法等について」

<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/hisaichishien/index.html>

水産物部

平成 23 年 12 月
東京 都

	市 場 名	卸 売 業 者
対象市場・卸売業者一覧表	東京都中央卸売市場築地市場	東都水産(株)
		中央魚類(株)
		大都魚類(株)
		築地魚市場(株)
		第一水産(株)
		丸千千代田水産(株)
		綜合食品(株)
	東京都中央卸売市場大田市場	大都魚類(株) 大田支社
	東京都中央卸売市場足立市場	東京北魚(株)
		大都魚類(株) 千住支社
		中央魚類(株) 千住支社
地方卸売市場	東京都八王子魚市場地方卸売市場	八王子魚市場(株)
	府中大東京綜合地方卸売市場	八王子魚市場(株) 府中支社
	東京東久留米水產地方卸賣市場	丸北水產(株)